

福岡県公報

平成22年4月5日
第3094号

目次

告示(第632号-第641号)

都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	1
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	3
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	3
県営土地改良事業の換地計画	(農村整備課)	3
平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算	(財政課)	3
県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	77
公 告			
建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	77

告示

福岡県告示第632号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

22年4月5日から同月19日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
須恵都市計画道路(3・3・1号粕屋宇美線)の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
糟屋郡須恵町大字須恵字汐井掛の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
須恵町まちづくり課

福岡県告示第633号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成22年3月18日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ヤマダ電機テックランド柳川店
 - (2) 所在地 福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成22年11月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,657平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外	117

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外	34

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外	54

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外	37.5

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻

株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県柳川市三橋町柳河字野開745-1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

午前8時00分から午後10時00分まで

福岡県告示第634号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 サニー宝町店

(2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第635号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ザ・モール春日
- (2) 所在地 福岡県春日市春日5丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第636号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 サニー小郡店
- (2) 所在地 福岡県小郡市美鈴の杜2街区1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第637号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
糸島市志摩稲留、志摩小金丸、志摩初、志摩師吉 (可也西部地区)	平成22年3月25日

福岡県告示第638号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年3月25日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田川郡添田町大字津野（遊農津野地区松平換地区）	換地計画書の写し	平成22年4月5日から 平成22年5月7日まで	添田町役場

福岡県告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成22年3月25日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
田川郡添田町大字中元寺（中元寺地区第4換地区）	換地計画書の写し	平成22年4月5日から 平成22年5月7日まで	添田町役場

福岡県告示第640号

平成21年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算は、平成22年2月第15回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻 生 渡

第 47 号議案

平成21年度福岡県一般会計補正予算（第 4 号）

平成21年度福岡県の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,343,377 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,740,328,450 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	528,947,128	△ 31,372,954	497,574,174
	1 県 民 税	193,786,673	△ 4,392,207	189,394,466
	2 事 業 税	101,704,400	△ 7,898,603	93,805,797
	3 地 方 消 費 税	95,988,450	△ 16,439,222	79,549,228
	4 不 動 産 取 得 税	18,213,327	△ 2,130,931	16,082,396
	5 県 た ば こ 税	10,168,772	144,076	10,312,848
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,146,752	41,232	1,187,984
	7 自 動 車 取 得 税	8,978,967	△ 797,518	8,181,449
	8 軽 油 引 取 税	32,051,971	220,714	32,272,685
	9 自 動 車 税	62,086,985	197,440	62,284,425
	10 鉱 区 税	6,664	△ 411	6,253
	11 狩 猟 税	42,874	△ 784	42,090

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	365,986	△ 98,681	267,305
	13 旧法による税	4,405,307	△ 218,059	4,187,248
2 地方消費税清算金		102,857,936	△ 6,125,617	96,732,319
	1 地方消費税清算金	102,857,936	△ 6,125,617	96,732,319
3 地方譲与税		35,820,117	△ 6,557,325	29,262,792
	1 地方法人特別譲与税	31,319,705	△ 6,557,325	24,762,380
4 地方特例交付金		5,767,516	64,577	5,832,093
	1 地方特例交付金	3,451,600	△ 16,067	3,435,533
	2 特別交付金	2,315,916	80,644	2,396,560
5 地方交付税		279,270,454	△ 3,009,079	276,261,375
	1 地方交付税	279,270,454	△ 3,009,079	276,261,375
7 分担金及び負担金		11,325,955	△ 851,349	10,474,606
	1 分担金	568,394	△ 92,768	475,626
	2 負担金	10,757,561	△ 758,581	9,998,980

8 使用料及び手数料		18,129,804	△ 684,808	17,444,996
1 使用料		9,188,989	△ 296,823	8,892,166
2 手数料		8,940,815	△ 387,985	8,552,830
9 国庫支出金		293,683,395	32,421,835	326,105,230
1 国庫負担金		96,448,007	1,309,477	97,757,484
2 国庫補助金		192,185,122	31,660,613	223,845,735
3 委託金		5,050,266	△ 548,255	4,502,011
10 財産収入		6,762,825	△ 1,520,952	5,241,873
1 財産運用収入		4,225,517	138,766	4,364,283
2 財産売却収入		2,537,308	△ 1,659,718	877,590
11 寄附金		10,200	30,870	41,070
1 寄附金		10,200	30,870	41,070
12 繰入金		33,695,976	5,415,404	39,111,380
1 特別会計繰入金		4,755,157	88,647	4,843,804
2 基金繰入金		28,940,819	5,326,757	34,267,576

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 繰越金		861,953	10,820	872,773
	1 繰越金	861,953	10,820	872,773
14 諸収入		148,205,870	△ 1,435,151	146,770,719
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,335,948	△ 69,261	2,266,687
	2 県預金利子	119,790	△ 109,764	10,026
	4 貸付金元利収入	120,065,503	△ 551,778	119,513,725
	5 受託事業収入	6,801,766	△ 214,002	6,587,764
	6 収益事業収入	7,749,186	△ 848,053	6,901,133
	7 利子割精算金収入	72,351	△ 12,458	59,893
	8 雑入	8,656,513	370,165	9,026,678
15 県債		255,917,600	30,957,106	286,874,706
	1 県債	255,917,600	30,957,106	286,874,706
歳入合計		1,722,985,073	17,343,377	1,740,328,450

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		2,824,400	△ 13,239	2,811,161
	1 議 会 費	2,824,400	△ 13,239	2,811,161
2 総 務 費		61,019,288	17,578,117	78,597,405
	1 総 務 管 理 費	28,805,222	18,817,556	47,622,778
	2 企 画 費	4,753,295	△ 47,470	4,705,825
	3 徴 税 費	16,613,755	△ 11,510	16,602,245
	4 市 町 村 振 興 費	4,871,900	△ 753,382	4,118,518
	5 選 挙 費	2,266,589	△ 254,276	2,012,313
	6 防 災 費	1,755,978	△ 2,405	1,753,573
	7 統 計 調 査 費	1,288,056	△ 161,767	1,126,289
	8 人 事 委 員 会 費	269,282	△ 8,241	261,041
	9 監 査 委 員 費	395,211	△ 388	394,823
3 保 健 費		209,523,902	2,624,356	212,148,258

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健企画費	8,867,665	△ 176,822	8,690,843
	2 健康対策費	14,950,810	△ 792,138	14,158,672
	3 生活衛生費	4,116,388	△ 793,442	3,322,946
	4 医薬費	7,713,400	7,257,329	14,970,729
	5 医療介護費	154,889,375	△ 830,836	154,058,539
	6 高齢者支援費	18,986,264	△ 2,039,735	16,946,529
4 環境費		5,013,917	△ 498,337	4,515,580
	1 環境費	5,013,917	△ 498,337	4,515,580
5 生活労働費		147,123,768	16,615,389	163,739,157
	1 県民生活費	5,632,337	△ 221,380	5,410,957
	2 福祉企画費	8,767,154	5,894	8,773,048
	3 児童家庭費	33,204,359	1,767,924	34,972,283
	4 障害者福祉費	39,925,105	2,322,366	42,247,471
	5 生活保護費	34,145,591	2,595,876	36,741,467

	6 社会福祉費	10,150,706	△ 35,886	10,114,820
	7 労働企画費	1,759,706	8,508	1,768,214
	8 職業訓練費	3,111,847	△ 3,844	3,108,003
	9 失業対策費	10,139,596	10,191,401	20,330,997
	10 労働委員会費	287,367	△ 15,470	271,897
6 農林水産業費		73,097,987	△ 5,339,299	67,758,688
	1 農林水産業企画費	8,983,007	△ 766,649	8,216,358
	2 農業費	9,965,851	△ 1,364,922	8,600,929
	3 畜産業費	2,296,895	△ 243,360	2,053,535
	4 農地費	25,811,810	△ 1,971,532	23,840,278
	5 林業費	16,562,860	△ 686,417	15,876,443
	6 水産業費	9,477,564	△ 306,419	9,171,145
7 商工費		120,011,434	579,043	120,590,477
	1 商業費	112,789,759	△ 231,818	112,557,941
	2 工鉦業費	6,927,813	811,471	7,739,284

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 観光費	293,862	△ 610	293,252
8 県土整備費		213,972,577	8,523,846	222,496,423
	1 県土整備企画費	36,390,778	153,554	36,544,332
	2 道路橋りょう費	87,503,384	4,359,628	91,863,012
	3 河川海岸費	42,286,427	2,771,550	45,057,977
	4 港湾費	5,610,914	2,138,698	7,749,612
	5 都市計画費	23,713,939	△ 929,349	22,784,590
	6 住宅費	8,871,145	△ 369,130	8,502,015
	7 河川総合開発等事業費	2,389,742	179,436	2,569,178
	8 水資源対策費	7,206,248	219,459	7,425,707
9 警察費		132,016,001	△ 780,863	131,235,138
	1 警察管理費	128,713,151	△ 725,671	127,987,480
	2 警察活動費	3,302,850	△ 55,192	3,247,658
10 教育費		401,391,003	△ 2,007,868	399,383,135

	1 教育総務費	37,826,274		377,713	38,203,987
	2 小学校費	138,895,107	△	719,622	138,175,485
	3 中学校費	81,490,364	△	154,921	81,335,443
	4 高等学校費	65,805,680	△	306,378	65,499,302
	5 特別支援学校費	29,039,916	△	241,454	28,798,462
	6 社会教育費	5,586,049	△	165,243	5,420,806
	7 保健体育費	1,580,169	△	11,511	1,568,658
	8 大学費	3,785,483	△	92,695	3,692,788
	9 私立学校費	37,381,961	△	693,757	36,688,204
11	災害復旧費	5,260,038	△	341,046	4,918,992
	1 農林水産施設災害復旧費	1,980,311	△	72,748	1,907,563
	2 土木施設災害復旧費	2,821,384	△	92,030	2,729,354
	3 庁舎等災害復旧費	425,305	△	165,974	259,331
	4 教育施設災害復旧費	33,038	△	10,294	22,744
12	公債費	178,146,365	△	1,842,817	176,303,548

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 公債費	178,146,365	△ 1,842,817	176,303,548
13 諸支出金		173,384,393	△ 17,753,905	155,630,488
	1 利子割交付金等	170,984,393	△ 17,753,905	153,230,488
歳出合計		1,722,985,073	17,343,377	1,740,328,450

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
漁 港 修 築 事 業 費	平成22年度	200,000千円
有 明 高 潮 対 策 事 業 費	平成22年度	130,000千円
都 市 基 盤 河 川 改 修 費 補 助 金	平成22年度	10,000千円
海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成22年度	250,000千円
港 湾 海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	平成22年度	64,000千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成21年度から平成34年度まで	1,651,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。	平成21年度から平成34年度まで	1,789,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
道 路 改 良 費	平成22年度	2,064,154千円	平成22年度	2,124,154千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	316,400	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	240,800	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
直轄空港事業負担金	540,200				644,800			
空港周辺整備機構貸付金	20,600				9,700			
保健施設整備事業費	1,422,300				1,140,900			
環境施設整備事業費	866,100				758,500			
生活労働施設整備事業費	262,700				289,700			
農林水産施設整備事業費	196,300				116,700			
農地事業費	4,030,700				5,359,700			
造林事業費	72,900				178,200			
林道事業費	1,566,700				1,929,600			
治山事業費	2,734,700				2,838,300			
水産事業費	1,935,900				1,924,600			
創造的中小企業創出支援事業費	30,000	0						

河川事業費	9,625,100				10,345,000		
砂防事業費	3,388,000				3,256,300		
海岸事業費	863,100				852,700		
港湾事業費	1,563,600				1,567,700		
都市計画事業費	1,902,600				2,398,300		
道路事業費	40,929,800				36,559,800		
鉄道整備事業負担金	28,876,000				29,258,300		
直轄事業負担金	17,233,900				25,528,800		
公営住宅建設事業費	3,200,200				3,352,700		
警察施設整備事業費	1,654,200				1,682,200		
教育施設整備事業費	6,044,300				5,825,700		
災害復旧事業費	1,460,200				1,242,100		
空港周辺整備機構 転貸	84,000				36,000		
退職手当	15,234,000				15,600,000		
災害援護資金 貸付事業費	55,600				14,706		

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鉄道整備事業費					115,400			
県税減収補てん					24,000,000			
計	255,917,600				286,874,706			

第4表 繰越明許費補正
追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	維持修繕費	20,354
		総合庁舎管理費	86,177
		職員研修所費	18,018
	2 企画費	地域振興促進費	251,500
		地域情報化推進費	177,695
	6 防災費	防災行政無線設備整備事業費	432,522
		国民保護体制推進費	369,229
3 保健費	3 生活衛生費	感染症予防費	364,925
	6 高齢者支援費	老人福祉施設整備費	1,503,824
4 環境費	1 環境費	環境保全費	21,000
5 生活労働費	1 県民生活費	アクロス福岡運営事業費	90,693
	3 児童家庭費	社会福祉施設整備費	245,250

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	4 障害者福祉費	障害者福祉施設整備費	1,088,610
	9 失業対策費	市町村緊急雇用対策助成費	319,608
6 農林水産業費	1 農林水産業企画費	農山漁村地域活性化対策費	34,966
	3 畜産業費	家畜保健衛生対策費	78,753
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	37,370
		担い手育成基盤整備事業費	528,230
		農業水利施設保全対策事業費	7,070
		広域営農団地農道整備事業費	125,240
		県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業費	12,120
		県営農村総合整備事業費	341,380
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	44,954
		県営ため池等整備事業費	963,550
		団体営ため池等整備事業費	13,820
		海岸環境整備事業費	10,100

		公害防除特別土地改良事業費	53,400
		クリーク防災機能保全対策事業費	146,450
	5 林業費	森林整備林道事業費	13,245
		ふるさと林道緊急整備事業費	238,700
		災害関連緊急治山等事業費	289,759
		県単治山事業費	108,300
		緑化推進事業費	10,584
		6 水産業費	漁港局部改良事業費
	漁港環境整備事業費		126,500
	漁港漁村活性化対策事業費		6,000
7 商工費	1 商業費	産業振興対策事業費	149,366
		2 工鉱業費	工業技術センター管理費
		技術振興対策費	1,454,342
8 県土整備費	1 県土整備企画費	新幹線整備促進費	11,341,000
		交通企画費	20,650

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		土木事務所等運営費	47,173
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	190,831
		道路特別補修費	485,595
		交通安全施設維持費	102,465
		第一種改良費	299,382
		交通安全対策費	317,170
		道路改築費	1,334,373
		道路災害防除費	149,786
		橋りょう補修費	213,955
		橋りょう架換費	531,532
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	108,568
		砂防調査費	53,263
		有明高潮対策事業費	17,700
		都市基盤河川改修費補助金	729,812

		河川改修費	1,857,356
		河川災害関連事業費	18,718
		災害関連緊急砂防事業費	56,226
		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	39,125
		砂防事業費	115,344
		災害関連緊急地すべり対策事業費	64,292
		海岸災害防除対策事業費	228,102
4	港湾費	港湾事業事務費	2,850
5	都市計画費	都市計画事業事務費	29,447
		市街地再開発事業費	168,690
		土地区画整理関連事業費	6,300
		住宅宅地関連土地区画整理事業費	329,000
		地域活力基盤土地区画整理事業費	97,000
		街路関連道路整備事業費	530,218
		県営公園維持管理費	9,607

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		公園関連事業費	298,129
	6 住宅費	公営住宅建設費	595,664
		公営住宅等建設助成費	7,375
		公営住宅ストック総合改善事業費	55,556
		住宅保全費	300,000
	8 水資源対策費	北部福岡緊急連絡管事業費	1,309,650
9 警察費	1 警察管理費	警察施設新営費	76,710
		交通安全施設整備費	98,381
10 教育費	1 教育総務費	教育事務所運営費	2,978
	4 高等学校費	財産管理費	66,900
		老朽校舎改築費	327,647
		施設充実費	362,250
		高等学校再編整備費	48,932
	5 特別支援学校費	財産管理費	17,900

		特別支援学校整備費	87,285
	6 社会教育費	少年自然の家運営費	57,844
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧費	344,961
		2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費
		平成20年災害土木施設費	30,475
		平成21年災害土木施設費	802,871

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後		
		事業名	金額	事業名	金額	
6 農林水産業費	4 農地費	湛水防除事業費	179,780	湛水防除事業費	186,850	
		5 林業費	県代行林道開設費	66,400	県代行林道開設費	367,400
			県営林道開設費	52,200	県営林道開設費	131,000
			治山事業費	34,611	治山事業費	328,753
	6 水産業費	漁港修築事業費	120,000	漁港修築事業費	615,219	
8 県土整備費	2 道橋りょう路費	道路交通安全施設整備費	70,000	道路交通安全施設整備費	1,213,923	

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
		道 路 改 良 費	434,000	道 路 改 良 費	2,320,693
		地域活力基盤道路整備事業費	836,000	地域活力基盤道路整備事業費	10,301,082
	3 河川海岸費	広 域 河 川 改 修 費	193,000	広 域 河 川 改 修 費	2,041,856
		都 市 河 川 改 修 費	275,000	都 市 河 川 改 修 費	1,090,826
		堰 堤 改 良 費	250,000	堰 堤 改 良 費	670,992
		住 宅 宅 地 関 連 河 川 改 修 費	65,000	住 宅 宅 地 関 連 河 川 改 修 費	466,532
		床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	80,000	床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	399,182
		河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費	13,000	河 川 総 合 流 域 防 災 事 業 費	678,516
		通 常 砂 防 事 業 費	91,000	通 常 砂 防 事 業 費	752,293
		地 す べ り 対 策 事 業 費	66,000	地 す べ り 対 策 事 業 費	65,464
		急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	43,000	急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	251,642
		砂 防 総 合 流 域 防 災 事 業 費	53,000	砂 防 総 合 流 域 防 災 事 業 費	702,319
		海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	73,000	海 岸 高 潮 対 策 事 業 費	132,155
	4 港 湾 費	港 湾 改 修 事 業 費	88,000	港 湾 改 修 事 業 費	414,400

		港湾局部改良事業費	21,000	港湾局部改良事業費	119,800
		港湾整備事業費	51,000	港湾整備事業費	593,946
	5都市計画費	地域活力基盤街路整備事業費	370,000	地域活力基盤街路整備事業費	2,954,406

第 48 号議案

平成21年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,592,817千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343,777,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		211,911,381	△ 1,592,817	210,318,564
	1 一般会計繰入金	177,709,650	△ 1,592,817	176,116,833
歳入合計		345,370,381	△ 1,592,817	343,777,564

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		345,370,381	△ 1,592,817	343,777,564
	1 公債費	345,370,381	△ 1,592,817	343,777,564
歳出合計		345,370,381	△ 1,592,817	343,777,564

第 49 号議案

平成21年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 21,283 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 92,101 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収入		113,383	△ 21,283	92,100
	1 諸 収入	113,383	△ 21,283	92,100
歳 入 合 計		113,384	△ 21,283	92,101

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		113,141	△ 21,283	91,858
	1 一般会計繰出金	113,141	△ 21,283	91,858
歳 出 合 計		113,384	△ 21,283	92,101

第 50 号議案

平成21年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 197,431 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220,945 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		23,514	△ 8,117	15,397
	1 財産運用収入	23,514	△ 8,117	15,397
2 繰入金			205,548	205,548
	1 一般会計繰入金		205,548	205,548
歳入合計		23,514	197,431	220,945

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		23,514	197,431	220,945
	1 基金積立金	23,514	197,431	220,945
歳出合計		23,514	197,431	220,945

第 51 号議案

平成21年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,291 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 466,303 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		22,825	△ 19,535	3,290
	1 一 般 会 計 繰 入 金	22,825	△ 19,535	3,290
2 繰 越 金		265,965	81,817	347,782
	1 繰 越 金	265,965	81,817	347,782
3 諸 収 入		129,963	△ 14,732	115,231
	1 諸 収 入	129,963	△ 14,732	115,231
4 県 債		34,259	△ 34,259	0
	1 県 債	34,259	△ 34,259	0
歳 入 合 計		453,012	13,291	466,303

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金助成事業費		453,012	13,291	466,303
	1 農業改良資金助成事業費	453,012	13,291	466,303
歳 出 合 計		453,012	13,291	466,303

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 貸付事業費	34,259	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	0			

第 52 号議案

平成21年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ429,665千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,218,281千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債		713,340	△ 169,225	544,115
	1 県 債	713,340	△ 169,225	544,115
2 繰入金		260,611	△ 42,304	218,307
	1 一般会計繰入金	260,611	△ 42,304	218,307
3 諸収入		1,500,269	△ 218,136	1,282,133
	1 雑入	1,500,269	△ 218,136	1,282,133
歳入合計		3,647,946	△ 429,665	3,218,281

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費		2,149,656	△ 211,529	1,938,127
	1 小規模企業者等設備費 導入資金貸付事業費	2,149,656	△ 211,529	1,938,127

2 公 債 費		1,498,290	△ 218,136	1,280,154
	1 公 債 費	1,498,290	△ 218,136	1,280,154
歳 出	合 計	3,647,946	△ 429,665	3,218,281

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金費 貸付事業費	713,340	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	544,115	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 53 号議案

平成21年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,595 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 551,730 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		566,325	△ 14,595	551,730
	1 財産運用収入	28,366	△ 14,595	13,771
歳入合計		566,325	△ 14,595	551,730

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		28,366	△ 14,595	13,771
	1 積立金	28,366	△ 14,595	13,771
歳出合計		566,325	△ 14,595	551,730

第54号議案

平成21年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 95,889 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,918,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費収入		1,108,080	0	1,108,080
	2 繰 入 金	186,580	△ 48,500	138,080
	3 県 債	436,500	48,500	485,000
2 那珂川開発事業費収入		7,238,685	△ 61,687	7,176,998
	2 分担金及び負担金	3,132,848	△ 17,708	3,115,140
	3 繰 入 金	306,966	△ 215,345	91,621
	4 県 債	1,735,600	192,900	1,928,500
	5 諸 収 入	134,721	△ 21,534	113,187
3 祓川開発事業費収入		6,667,182	△ 34,202	6,632,980
	2 分担金及び負担金	1,786,804	△ 9,166	1,777,638
	3 繰 入 金	511,200	△ 254,936	256,264
	4 県 債	2,069,600	229,900	2,299,500

歳 入 合 計	15,013,947	△	95,889	14,918,058
---------	------------	---	--------	------------

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 巨瀬川開発事業費		1,108,080	0	1,108,080
	1 巨瀬川開発事業費	1,108,080	0	1,108,080
2 那珂川開発事業費		7,238,685	△ 61,687	7,176,998
	1 那珂川開発事業費	7,238,685	△ 61,687	7,176,998
3 祓川開発事業費		6,667,182	△ 34,202	6,632,980
	1 祓川開発事業費	6,667,182	△ 34,202	6,632,980
歳 出 合 計		15,013,947	△ 95,889	14,918,058

第2表 継続費補正
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	110,914,593	63	150,000	110,852,906	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
			11	764,463		11	764,463	

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,238,685		21	7,176,998
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	7,622,171		29	7,622,171
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	72,395,294	2	156,221	72,361,092	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,667,182		21	6,632,980
				22	7,200,000		22	7,200,000
				23	8,400,000		23	8,400,000
				24	8,900,000		24	8,900,000
				25	7,400,000		25	7,400,000
				26	7,100,000		26	7,100,000
				27	4,100,000		27	4,100,000

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	461,070		29	461,070

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	436,500	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるとともに必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	485,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるとともに必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成21年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
那珂川開発事業費	1,735,600				1,928,500			
祓川開発事業費	2,069,600				2,299,500			
計	4,241,700				4,713,000			

第 55 号議案

平成21年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 38,667 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,723,614千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表繰越明許費」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		456,734	△ 15,609	441,125
	1 使用料	456,734	△ 15,609	441,125
2 繰入金		2,756,264	698,217	3,454,481
	1 一般会計繰入金	1,383,212	698,217	2,081,429
3 県債		6,835,900	△ 28,800	6,807,100
	1 県債	6,835,900	△ 28,800	6,807,100
5 諸収入		40,357	△ 26,694	13,663
	2 雑収入	40,356	△ 26,694	13,662
6 財産収入		673,025	△ 665,781	7,244
	2 財産売却収入	665,781	△ 665,781	0
歳入合計		10,762,281	△ 38,667	10,723,614

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 公 債 費		8,696,810	△ 38,667	8,658,143
	1 公 債 費	8,696,810	△ 38,667	8,658,143
歳 出 合 計		10,762,281	△ 38,667	10,723,614

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	3,553,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成21年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	3,525,100	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成21年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設整備運営事業費	1 県営埠頭施設整備運営事業費	苅田港新松山地区埠頭用地造成事業費	105,000
		苅田港新松山地区都市再開発用地造成事業費	360,000
		苅田港南港9地区埠頭用地造成事業費	38,560
		三池港荷役機械等整備事業費	105,000

第56号議案

平成21年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成21年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ641,823千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,216,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加及び変更は、「第3表繰越明許費補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		8,253,038	△ 208,564	8,044,474
	1 分担金及び負担金	4,624,036	△ 44,983	4,579,053
	2 国庫補助金	1,978,000	△ 104,000	1,874,000
	3 繰入金	454,962	△ 48,051	406,911
	4 県債	790,000	△ 43,400	746,600
	5 諸収入	5,536	31,870	37,406
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,454,217	△ 335,076	3,119,141
	1 分担金及び負担金	1,809,138	△ 104,282	1,704,856
	2 国庫補助金	512,625	△ 202,125	310,500
	3 繰入金	450,173	△ 28,608	421,565
	4 県債	373,400	△ 101,000	272,400
	5 諸収入	3,615	20,617	24,232

	7 繰越金	305,009		80,322	385,331
3	宝満川流域下水道 事業費収入	1,449,030		61,888	1,510,918
	1 分担金及び負担金	608,444	△	4,218	604,226
	3 繰入金	101,601	△	9,623	91,978
	5 諸収入	355,641		3,758	359,399
	7 繰越金	98,298		71,971	170,269
4	宝満川上流流域下水道 事業費収入	504,633	△	16,593	488,040
	1 分担金及び負担金	301,286	△	8,094	293,192
	3 繰入金	95,543	△	9,027	86,516
	5 諸収入	8,544		528	9,072
5	筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入	1,737,794	△	22,267	1,715,527
	1 分担金及び負担金	613,706	△	8,932	604,774
	3 繰入金	225,257	△	22,922	202,335
	5 諸収入	13,397		9,587	22,984
6	遠賀川下流流域下水道 事業費収入	913,068	△	11,168	901,900

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 分担金及び負担金	528,656	△ 3,752	524,904
	3 繰入金	229,746	△ 16,479	213,267
	5 諸収入	22,836	9,063	31,899
7 矢部川流域下水道 事業費収入		2,557,831	△ 15,790	2,542,041
	1 分担金及び負担金	575,273	△ 2,720	572,553
	3 繰入金	362,434	△ 21,147	341,287
	5 諸収入	131,524	8,077	139,601
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,494,717	△ 88,644	1,406,073
	1 分担金及び負担金	358,879	△ 6,996	351,883
	2 国庫補助金	560,000	△ 70,000	490,000
	3 繰入金	245,397	△ 16,108	229,289
	5 諸収入	85,441	4,460	89,901
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		493,849	△ 5,609	488,240
	1 分担金及び負担金	123,648	△ 1,349	122,299

	3 繰 入 金	11,701	△ 4,260	7,441
歳 入 合 計		20,858,177	△ 641,823	20,216,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 御笠川那珂川流域下水道費		8,253,038	△ 208,564	8,044,474
	1 御笠川那珂川流域下水道費	8,253,038	△ 208,564	8,044,474
2 多々良川流域下水道費		3,454,217	△ 335,076	3,119,141
	1 多々良川流域下水道費	3,454,217	△ 335,076	3,119,141
3 宝満川流域下水道費		1,449,030	61,888	1,510,918
	1 宝満川流域下水道費	1,449,030	61,888	1,510,918
4 宝満川上流流域下水道費		504,633	△ 16,593	488,040
	1 宝満川上流流域下水道費	504,633	△ 16,593	488,040
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,737,794	△ 22,267	1,715,527
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,737,794	△ 22,267	1,715,527

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 遠賀川下流流域下水道費		913,068	△ 11,168	901,900
	1 遠賀川下流流域下水道費	913,068	△ 11,168	901,900
7 矢部川流域下水道費		2,557,831	△ 15,790	2,542,041
	1 矢部川流域下水道費	2,557,831	△ 15,790	2,542,041
8 遠賀川中流流域下水道費		1,494,717	△ 88,644	1,406,073
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,494,717	△ 88,644	1,406,073
9 明星寺川雨水流域下水道費		493,849	△ 5,609	488,240
	1 明星寺川雨水流域下水道費	493,849	△ 5,609	488,240
歳出合計		20,858,177	△ 641,823	20,216,354

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,426,700	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成21年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,282,300	<p>証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成21年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成22年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
1	御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	804,000
2	多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	99,000
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	46,600
9	明星寺川雨水流域 下水道事業費	明星寺川雨水流域 下水道事業費	明星寺川雨水流域下水道建設費	95,000

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3	宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域 下水道事業費	38,800	宝満川流域 下水道建設費	178,620
5	筑後川中流 右岸流域 下水道事業費	筑後川中流 右岸流域 下水道事業費	16,600	筑後川中流 右岸流域 下水道建設費	191,796
7	矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域 下水道事業費	86,300	矢部川流域 下水道建設費	608,000
8	遠賀川中流 流域下水道 事業費	遠賀川中流 流域下水道 事業費	42,500	遠賀川中流 流域下水道 建設費	344,700

第 57 号議案

平成21年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）

平成21年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 148,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,232,336 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		6,975,265	169,328	7,144,593
	3 繰越金	200,668	169,328	369,996
2 県営住宅敷金管理費収入		108,876	△ 21,133	87,743
	1 繰越金	1	4,452	4,453
	2 諸収入	108,875	△ 25,585	83,290
歳入合計		7,084,141	148,195	7,232,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費		6,893,227	87,617	6,980,844
	1 県営住宅管理費	6,893,227	87,617	6,980,844
2 県営住宅敷金管理費		90,914	△ 15,620	75,294

	1 県営住宅敷金管理費	90,914	△ 15,620	75,294
3 予備費		100,000	76,198	176,198
	1 予備費	100,000	76,198	176,198
歳出合計		7,084,141	148,195	7,232,336

第 58 号議案

平成21年度福岡県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成21年度福岡県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成21年度福岡県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 電気事業収益	501,977千円	11,711千円	513,688千円
第 3 項 事業外収益	326千円	11,711千円	12,037千円
	支	出	
第 1 款 電気事業費	501,484千円	11,711千円	513,195千円
第 1 項 営業費用	451,111千円	11,711千円	462,822千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	154,861千円	11,711千円	166,572千円

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第59号議案

平成21年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（計）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	1,650,177千円	13,184千円	1,663,361千円
第2項 営業外収益	10,257千円	13,184千円	23,441千円
	支 出		
第1款 工業用水道事業費	1,481,182千円	13,184千円	1,494,366千円
第1項 営業費用	1,201,661千円	13,184千円	1,214,845千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 664,628千円は過年度分損益勘定留保資金 477,901千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 662,860千円は過年度分損益勘定留保資金

476,133千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	12,339千円	2,721千円	15,060千円
第2項 雑収入	0千円	2,721千円	2,721千円
	支	出	
第1款 資本的支出	676,967千円	953千円	677,920千円
第4項 国庫補助金返納金	0千円	953千円	953千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	193,452千円	13,184千円	206,636千円

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第60号議案

平成21年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成21年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成21年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第1款 造成事業収益	2,082千円		138,562千円	140,644千円
第1項 営業外収益	2,082千円		7,323千円	9,405千円
第2項 営業収益	0千円		131,239千円	131,239千円
	支		出	
第1款 造成事業費	231,740千円		131,073千円	362,813千円
第1項 営業費用	140,965千円		131,073千円	272,038千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）				

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	69,606千円	7,323千円	76,929千円

平成22年3月12日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第641号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（大莞第2地区）	平成19年3月13日
農業用排水施設整備事業（木佐木第2地区）	平成19年3月10日
農業用排水施設整備事業（瀬高南部第2地区）	平成19年6月6日
農業用排水施設整備事業（高田西部地区）	平成20年1月25日
農業用排水施設整備事業（富安地区）	平成19年3月19日
農業用排水施設整備事業（生岩地区）	平成19年3月31日
農業用排水施設整備事業（城島西部地区）	平成19年3月20日
農業用排水施設整備事業（大和南部第3地区）	平成21年3月25日
農業用排水施設整備事業（柳川西部地区）	平成20年3月24日
農業用ため池整備事業（椿地区）	平成18年6月8日
農業用ため池整備事業（井原地区）	平成18年3月9日
農業用ため池整備事業（本入地区）	平成19年11月30日
農業用ため池整備事業（七ッ手上・下地区）	平成19年3月15日
農業用ため池整備事業（古屋敷地区）	平成20年3月27日
農業用ため池整備事業（高瀬地区）	平成20年3月21日
農業用ため池整備事業（楢原（4）地区）	平成19年10月16日
農業用ため池整備事業（相ノ浦地区）	平成20年1月17日
農業用ため池整備事業（城山地区）	平成19年3月13日
農業用ため池整備事業（松の下地区）	平成20年2月14日
農業用ため池整備事業（成光地区）	平成20年2月14日
農業用ため池整備事業（王丸地区）	平成20年3月28日

農業用ため池整備事業（月花地区）	平成20年3月28日
農業用ため池整備事業（風呂ヶ谷地区）	平成19年12月20日
農業用ため池整備事業（長井地区）	平成20年3月12日
農業用ため池整備事業（夕田地区）	平成20年3月31日
農業用排水施設整備事業（芦北地区）	平成20年9月11日
農業用排水施設整備事業（台ヶ原地区）	平成20年3月25日
農業用ため池整備事業（鬼ヶ口地区）	平成21年3月27日
農業用ため池整備事業（道徳地区）	平成21年2月23日
農業用ため池整備事業（森浦下地区）	平成20年8月4日
農業用ため池整備事業（秋里地区）	平成20年2月20日
農業用ため池整備事業（土取地区）	平成21年3月12日
農業用ため池整備事業（小路田地区）	平成21年3月18日

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成22年4月5日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 処分をした年月日
平成22年3月23日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社佐知産業	北九州市八幡西区永犬丸1-5-17	古川 浩二	平成19年12月27日 福岡県知事許可（般-19） 第78255号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間

平成22年4月6日から平成22年4月12日までの7日間

4 処分の原因となった事実

(株)佐知産業の元代表取締役は、平成22年1月15日に福岡地方裁判所において、法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）違反により、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決の宣告を受け、同月29日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。